

宿泊税セミナー 意見・質問内容

意見・質問	回答
宿泊税を払う側としてはもっと話し合いをしたうえで、じっくり時間を持ってお互いが納得していないとずっと話は平行線のままです。 行政の方が内状の有り方や現状をもっと見て「宿泊税を取る」ありきの話では平行線だし、増え反発が出る。	伊勢市としては宿泊税の導入は妥当であると考えております。 宿泊税の導入に向けて宿泊事業者等のご意見も踏まえて制度設計を検討するための意見交換会等を開催します。
今回のセミナーは 1. セミナーにかかった費用（税金） 2. 講師に支払われる報酬はいくらか？ 3. 講師が就任した伊勢市のアドバイザーの年間報酬はいくらですか？	1. 2. 講師への報酬として「三重県教育委員会報償費支給基準に準じて」20,000円と交通費の実費として8,660円を支払いました。それ以外の支出はございません。 3. 伊勢市附属機関条例に基づき会議1回あたり6,000円をお支払いしました。
1. 市役所は質問に何も答えないのはなぜ？ 2. 宿泊税実施を前提の説明会で違和感あり説明してほしい。 3. パラ色の宿泊税の説明になっており、宿泊税の失敗例や課題の抽出がない。追加説明が必要。 4. 宿泊税の徴収が宿泊事業と伊勢市は発言しているが、じやらんもOTAでの徴収方法が示されている。Booking.ComやAirBnbにもシステム上、宿泊税の項目があり、OTAの徴収方式にすべき。 5. 日帰り客はフリーライダーになるが伊勢の観光客は80%は日帰りとなると説明している。20%以下の宿泊事業者から徴収するのは不公平な税となる。 6. まとめの必要性に「観光客が増えるほど自治体の財政状況は悪化」とあるが「観光客を増やして税収を増やす」は矛盾している。 7. 伊勢の場合、ほとんどの駐車場が公共の駐車場であり、その価格を上げれば観光客の担税性が（日帰り・宿泊客を含む）保たれる。 8. 宿泊税実施への事業者への説明会はいつ実施されるか。知らせて欲しい。 9. 質問者の時間を制約するのはオカシイ。時間設定に問題あり。時間切れを口実に打ち切るのは仕事を休んで参加している者に失礼。なぜこのような時間設定になっているのか。	1. 今回のセミナーは全国の宿泊税の導入事例や使途の内容、導入後の効果、OTAの活用方法等について専門家よりご紹介いただき、宿泊税に関する理解を深めることを目的としていたため、当日のご質問は講師に関連する内容のものを優先し、市に対するご意見、質問は質問用紙に記載いただき、後日回答とすることとさせていただきました。 2. 今回のセミナーは市からの説明ではなく全国の宿泊税の導入事例や使途の内容、導入後の効果、OTAの活用方法等について専門家よりご紹介いただき、改めて宿泊税に関する理解を深めることを目的としておりました。また、伊勢市としては宿泊税の導入は妥当であると考えおり使途や制度について宿泊事業者等と意見交換し、よい制度を検討していきたいと考えております。 3. 導入に向けた課題についてはこれまでの説明会やパブリックコメント等でもご意見をいただきおり、その内容は市HPにも掲載しております。使途や制度について宿泊事業者と意見交換し、よい制度を検討していきたいと考えております。 4. OTAへ聞き取りや先行自治体の例を確認しておりますが、OTAや旅行業者を特別徴収義務者とすることは難しく、宿泊税を導入している先行自治体と同様に宿泊事業者を特別徴収義務者とすることが望ましいと考えています。なお、徴収の方法については、宿泊施設での精算時に現地で徴収する、OTA等での予約時の事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収するなど、宿泊事業者の徴収しやすい方法により徴収いただくこととなります。 5. 宿泊税は課税客体を適切に把握することが可能であることや宿泊客は一定程度の行政サービスを享受することから、安定的な観光振興のための独自の自主財源として宿泊税が妥当であると考えています。また、税を負担する宿泊者への税負担の応益性に鑑み、市の考えとしては市内宿泊客の増加、伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加、観光客、市民双方の満足度の向上をめざすべき方向性として示しております。 6. 観光客の増加に伴う地方自治体としての対応に必要な支出の増加と交付金の算定の仕組みについてセミナー講師が説明された部分と推察致します。宿泊税等の交付金に関連しない地方自治体の独自財源の重要性について説明されたため、導入の有無による結果の違いが表現されていたものです。 7. 公共駐車場の利用料については、駐車場管理や交通対策のために使用することを目的に徴収しているもので、用途や地域に制限があります。 8. 必要なタイミングで宿泊事業者を対象とした意見交換会や説明会を開催したいと考えております。開催の際には市内宿泊事業者へお知らせしたいと考えております。なお、令和8年1月20日に宿泊事業者等の意見を聞くための意見交換会の開催を予定しております。 9. 十分な質問時間を確保できずに申し訳ございません。上部にも記載のとおり、今回のセミナーは全国の宿泊税の導入事例や使途の内容、導入後の効果、OTAの活用方法等について専門家よりご紹介いただき、宿泊税に関する理解を深めることを目的としておりました。当日多くのご質問をいただき、時間が不足してしまったことをお詫びいたします。当日のご質問は講師に関連する内容のものを優先し、市に対するご意見、質問への対応について上記「1」のとおりの対応とさせていただきました。